

# 令和3年度 第1回高知県いじめ問題対策連絡協議会

## 〈議事録(概要)〉

- 1 日時 令和3年7月12日(月) 10時00分～11時30分
- 2 場所 ザ グラウンパレス新阪急高知 4階 フローラ
- 3 出席者
- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 濱田省司  | 高知県知事                   |
| 正木敬造  | 高知県小中学校長会 会長            |
| 高岸憲二  | 高知県高等学校長協会 会長           |
| 橋本和紀  | 高知県私立中高等学校連合会 会長        |
| 金子宜正  | 高知大学教育学部附属中学校 校長        |
| 仲村貴介  | 高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 副会長 |
| 池永彰美  | 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長    |
| 阿形恒秀  | 国立大学法人鳴門教育大学 教職大学院 教授   |
| 川竹佳子  | 高知弁護士会                  |
| 池雅之   | 高知県臨床心理士会 会長            |
| 竹内信人  | 高知県市町村教育委員会連合会 会長       |
| 山本正篤  | 高知市教育長                  |
| 菅谷和彦  | 高知地方法務局人権擁護課長           |
| 山地和   | 高知県子ども・福祉政策部長           |
| 岡村昭一  | 高知県文化生活スポーツ部長           |
| 伊藤博明  | 高知県教育長                  |
| 朝倉栄一郎 | 高知県警察本部生活安全部長           |
| 森克仁   | 高知県中央児童相談所長             |
| ※ 欠席  | 吉川委員                    |

## 4 概要

### (1) 開会

#### 会長あいさつ

高知県いじめ防止基本方針に基づく各機関の取組において、各関係機関等にて必要な取組、連携がどうあるべきか議論いただきたい。

また、「高知家」いじめ予防等プログラムの改訂に向け、いじめの事例や課題をもとに、改善すべき点について意見をいただきたい。

いじめ問題をはじめとする本県の子どもたちを取り巻く課題の一層の改善、課題解決に向け、忌憚のない意見をいただきたい。

#### 令和3年度協議テーマについて

#### 委員(進行)

事務局より、今年度の協議テーマについての説明をお願いします。

#### 事務局 〈資料1に基づき説明〉

いじめを中心にさまざまな協議がなされてきており、県の施策にも反映してきた。しかし、各関係機関等の取組や連携、推進の在り方について、十分な協議がされてこなかったという課題もあった。令和2年度以降の協議会の方向性として、県教委や各関係機関・団体の取組の進捗状況や連携の在り方等について協議し、高知県いじめ防止基本方針に基づいた取組が、より実効性を持って推進していくことを令和元年度に確認している。

さらに今年度、「高知家」いじめ予防等プログラムの改訂について協議をいただく。

## 委員（進行）

昨年度に続き、高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組と各関係機関・団体との連携のあり方について、それから「高知家」いじめ予防等プログラムの改訂について今年度は協議を進めていく。

なお、児童生徒の健全な育成に関連する団体が一堂に会しており、いじめ以外の不登校などについても、今後この会において議論いただくことも検討していきたい。

## 協議（１）高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組と各関係機関・団体との連携のあり方

### 委員（進行）

まず、高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組と各関係機関・団体との連携のあり方について事務局から説明をいただく。

### （高知県いじめ防止基本方針に基づく各関係機関・団体の取組について各担当から説明）

#### 県教育委員会

##### 《参考資料１－１に基づき説明》

人権教育推進事業について、高知県人権教育推進プランに基づき、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野において、人権に関する知識、理解、人権感覚の向上を図るとともに、１人１人の人権が尊重される学校・地域づくりを進めるものである。

##### 《参考資料１－３に基づき説明》

いじめ防止対策等総合推進事業のスクールロイヤー活用事業について、学校において弁護士による法的相談や、児童生徒を対象としたいじめ予防教育、またいじめについての早期発見、早期対応等について、教職員の意識の醸成を図る校内研修を進めていくもので、昨年度からこの事業を開始している。

##### 《参考資料１－６に基づき説明》

道徳教育協働推進プランについて、道徳科の授業の質の向上と地域ぐるみの道徳教育の両輪で、児童生徒の道徳性の向上を目指す事業で、児童生徒の自尊感情や思いやり等の道徳性を向上させるとともに、いじめの未然防止に努めている。

##### 《参考資料１－７に基づき説明》

運動部活動の充実と運営の適正化の部活動に関するアンケート調査について、各県立学校において生徒が安心して部活動が行えるよう、部活動内における部活動間での人権的に見て課題があるような言動や理不尽な決まりごと等がないかを、アンケート調査を行う。

##### 《参考資料１－８に基づき説明》

就学前教育におけるいじめ問題への取組の推進についてである。親育ち支援の充実について各園において特別な支援を必要とする子どもや、支援が必要な家庭に対し、親育ち支援担当者を中心とした組織的な支援を行っており、関係機関へつないだり、小学校入学時には、園での状況を確実に小学校に引き継いだりすることで、小学校入学後も切れ目のない支援を継続している。

#### 子ども・子育て支援課 《参考資料１－１２に基づき説明》

地域における子どもの居場所づくりの子ども食堂の取組について、子どもたちへの食事の提供を通じ、子どもや保護者の居場所として親しまれ、地域の大人が子どもたちを見守る場ともなっている。子どもたちの気やかな会話や、気になる様子を見かけたときに、気軽に地域の支援機関に相談できるよう、年に１回スクールソーシャルワーカーや市町村の児童福祉担当、社会福祉協議会等の関係者と情報交換

を行っていただく機会を設けている。

#### **人権・男女共同参画課 《参考資料1-13に基づき説明》**

じんけんふれあいフェスタについて、人権週間にあわせて、県民参加型の人権啓発イベントを開催している。今年度は、メディアやインターネットなどを活用した広報啓発事業を実施する予定である。

スポーツ組織との連携、協働事業について、子どもたちにスポーツを通してチームプレーや相手を思いやることの大切さを学び、いじめについて関心と理解を深めてもらうことを目的としている。

人権啓発研修ハートフルセミナーについて、県民に人権問題について理解を深めてもらい、人権が尊重される職場や地域づくりにつなげられるよう、講演会や映画上映会などを開催している。

#### **私学・大学支援課 《参考資料1-14に基づき説明》**

私立学校人権教育指導委託料について、学校訪問による助言・指導では、各学校における人権課題の解決を図るため、人権啓発センターの研修講師が県内私立小中学校を訪問、助言を行っている。

高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会主催の研修会について、協議会の自主的かつ積極的な運営が図られるよう支援している。

また、私立学校の教員の人権意識や資質の向上を図り、各学校での取組につなげるため管理職員や一般教員、人権教育主任等を対象とした研修会の開催を行っている。

#### **法務局 《参考資料1-15に基づき説明》**

子どもの人権SOSミニレターについて、趣旨としては、いじめなどの悩み事を学校や保護者等に相談できない児童生徒が、ミニレターに書いて法務局に相談し、法務局から児童生徒に返信することで子どもの悩みに助言を行い、解消、解決することを目的としている。相談内容は秘密厳守の取り扱いではあるが、至急事案については、学校および各関係機関等と連携し、調査、救済に取り組んでおり、いじめ等の早期発見につながる取組である。

#### **県警本部 《参考資料1-16に基づき説明》**

非行防止教室について、万引や自転車盗などの犯罪予防、スマートフォンに代表されるインターネットなどの情報モラル意識の向上、薬物乱用の防止、いじめの防止などの内容がある。

いじめ防止には規範意識の向上が有効であり、近年全国的にも問題となっているSNS上のトラブルから発展するいじめを防止するために、情報モラルに関する教室で規範意識の向上を児童生徒に訴えかけるなど、さまざまな観点からいじめの未然防止に努めていきたい。

#### **(いじめ発生時における学校の対応および関係機関等との連携について事務局から説明)**

#### **事務局 《資料2に基づき説明》**

いじめの重大事態に該当すると判断されたものについては、学校は、教育委員会への報告義務があり、教育委員会から調査の指示等がある。さらに教育委員会では、その重大事態を知事や首長に報告する。学校は、継続指導・支援を続け、再発防止措置を講じることで、学校としてのいじめ防止の取組が強化されていく。

いじめ対応における学校の課題として、いじめがあっても教職員がいじめと捉えてなかったり、いじめ対策組織への情報共有ができていなかったために、事案の対応や被害生徒への支援が遅れ、重大事態に発展するケースが見受けられる。

いじめを見落とさず、早期にいじめの対応ができるようにするためには、関係機関等にてどのようなことができるのか、意見をいただきたい。

#### **委員（進行）**

いじめ防止等の取組において、いじめを早期発見し、迅速に適切な対応がなされるよう学校と関係機関・団体との連携、それから情報伝達について委員の皆さまから忌憚のない意見をいただきたい。

## 委員

私立学校においても公立学校と同様、教職員個々の気付きの力の向上や、兆候に気付くための複数の手段の確保などが重要であるといったことは共通している。いじめ対策組織による早期の情報共有などが重要であるといったところも同様である。

県内の私立学校におけるいじめ発見のきっかけは、児童生徒本人からの訴え、保護者からの訴えが多くを占めている。

いじめられた児童生徒が相談する先は、学級担任が最も多い。教職員が発見をするというケースは、比較的少ない。それは、携帯電話などでの誹謗中傷が増えてきており、また、冷やかしやからかいといった一見ささいに思えるいじめが多いことが要因ではないかと思受けられる。

各私立学校において、いじめを日常的に実態把握するための取組として、アンケート調査や個別面談といった取組がある。

また、いじめを発見した後の取組としても職員会議などを通じた共通理解、また、スクールカウンセラーが全校配置されているので、スクールカウンセラーをはじめとする相談員が積極的に活用されていることを伺っている。

県内の私立学校はいじめの認知件数は微減となっており、いじめ重大事態に発展するケースも極めて少ない。しかし、いじめが潜在化しているのではないかと、いじめの潜在化の防止について取り組んでいくことが肝要ではないかと考える。

## 委員

スクールロイヤーに関して、昨年度から公立学校に派遣をさせていただいている。

いじめの早期発見等に関しては、児童生徒向け、あるいは教職員向けの講演がある。その中で、いじめの定義とか、いじめがあった時にどういうふうに情報共有していくか、ある程度テーマを決めていただき、法的な観点からの講演をしていく。そういった弁護士の活用を積極的に考えていただきたい。

個別事案についての相談事業というのものもある。子どもの権利を守るためということになるので、あくまでも第三者的なアドバイザーになる。早期発見、早期対応については、法的な視点からのアドバイスもできるが、守秘義務を徹底しているので、弁護士にいじめの相談が来たからといって情報共有をすることはできない。スクールロイヤーと学校の代理人になる弁護士というのは、別の存在になるので、そこは分けて考えていただきたい。

いずれにしても、いじめは、子どもの権利にとって非常に大切な部分になるので、これからも協力をさせていただけるところは協力をさせていただきたい。

## 委員

警察にもSNSでのトラブルについての相談が寄せられており、周囲が気付かないところでのいじめ、トラブルが懸念される。

各学校とは少年の非行防止の観点から、学校警察連絡協議会等を通じて連携をさせていただいているが、非行防止教室やインターネットモラル教室を開催し、SNSを通じたトラブルやいじめ防止にも取り組んでいる。

学校や児童相談所を含めた関係機関・団体と連携し、いじめ防止と発生時の早期対応に努めたい。

## 委員

いじめ予防等プログラムに関して、地域の小学校から、教職員向けの研修はやっていると聞いた。ただ、コロナ感染予防のため、人権教育参観日ができなかったこともあり、保護者・地域への子どもの環境を整えるための協力依頼ができていなかったと手紙をいただいた。また、地域版のチェックリストが入っていた。中学校からも、地域学校協働本部がコロナで開催できないというような案内と、このチェックリストが入っていた。

私たち民生委員は、月に1回定例会をやっている。今日の午後も開催するので、この文書を皆さんに

説明をして、子どもの登校時の見守り等で、意識して見てほしいと話をしたい。

学校からいろいろなことを発信していただくことで、私たち民生委員も他の地域の団体と一緒に対応することができるのではないかと思います。

## 委員

最近のいじめの事例を見ると、いじめ発見後の迅速な対応の面で、専門家の方々と連携というのは、ますます重要になってくると考えている。

加害者、被害者の双方の理解を得ながら対応を進めることが必要で、教職員は教育的な配慮、指導の経験はあるが、法律に基づく対応や、保護者の心のケアが必要な場合もあるので、専門家の方々に相談をした上で助言をいただきながら対応することが必要ではないかと考えている。

また、学校運営協議会や、地域学校協働本部、開かれた学校づくり推進委員会などでの情報共有が重要だと思う。

子どもたちには、全児童生徒にいじめ相談カードや、いじめ問題の啓発対応リーフレットを配布している。このような資料について関係機関にも併せて配布することについて、今後検討していきたい。

## 委員

市町村教育委員会連合会として、本年度、厳しい環境にある子どもへの支援や、子どもの多様性に応じた教育の充実と関連して、いじめの対応や取組について、重点研究調査事項とし、取り組んでいる。

南国市では、いじめ事案について、毎日教育委員会に報告が上がるようにシステムで管理をしている。その状況を見たときに、この5年間で小学校は、早期発見、早期対応ということで、認知件数が倍増している。中学校は横ばいになっているが、やはり中学生のいじめが見えにくい部分が多くなっているのではないかと思います。ネットでのトラブルなど見えにくい状況があるので、一層アンテナを高くして認知をしていくように考えている。

## 会長

高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組について、また、いじめ発生時における学校の対応、それから関係機関との連携について意見をいただいた。

意見にもあったように、いじめの重大事態を未然に防ぐためには、各関係機関が今まで以上にアンテナを高くし、早期に発見をして、その上で迅速に対応していくことが必要であると考えている。

ただ現実を見ると、深刻ないじめのケースが、県内においても実際に発生をしている。いじめの早期発見、早期対応ということを考えたときに、学校だけの対応では限界がある。関係機関同士の連携、協働が必要になってくる。

いじめの重大事態が発生した際には、学校から教育委員会に、直ちに発生報告が行われることが大事で、首長部局と情報共有され、総合的な対応が検討されることが重要になってくる。

今後も学校現場だけではなく、各関係機関との連携をしっかりと取りながら、いじめ防止の取組の実効性が上がるよう、さらに尽力いただきたい。

## 協議（２）「高知家」いじめ予防等プログラムの改訂について

### 委員（進行）

続いて、「高知家」いじめ予防等プログラムの改訂について、事務局から説明を願う。

### 事務局〈資料３に基づき説明〉

高知県立学校で発生したいじめの重大事態の事例と、そこから見える課題として、子どもたちが大人や友達に相談しやすい関係づくりが必要であること。他者を認め合う共感的人間関係の構築。子どものささいな変化を見逃さないよう、アンテナを高くすることなどが考えられる。また、SNSの使い方に起因する事案も多く、子どもたちのSNSの適切な使い方を充実させることも課題として考えらる。

以上を踏まえ、ストレスマネジメントのプログラムや、他者への相談の仕方、受け止め方、SOSサインの出し方や見つけ方のプログラムを追加すること。情報モラルに関するプログラムを追加することも検討している。

また、大人ははじめをしないということが前提とならないように、大人もはじめについて考えられるプログラムになれば良いといった委員からの意見等を踏まえ、大人自身がいじめについて考え、自ら言動を振り返ることができる内容を加筆するように進める。

## 委員（進行）

高知県のいじめ防止については、本協議会にて2年間にわたり議論をいただいて、このプログラムを作成した。これをいかに大人、子ども、関係機関が活用していくかということが、非常に大事である。色々なところで活用いただく取組も進めていきたい。また、プログラムの改訂について、さらに追加したい内容などについて意見をいただきたい。

## 委員

いじめの認知件数が増えてきているが、各小中学校においても、今まで見過ごしてきたものを拾いあげることができていることは、間違いない。

「高知家」いじめ予防等プログラムをもとに、多くの学校が年度当初、組織職員会でいじめ対策の取組の確認や、定期的ないじめの研修など行っている。

47ページに、子ども1人1人と向き合う時間の確保ということが書かれている。先ほど、相談しやすい人間関係づくりという説明があったが、子どもたちと教職員との信頼関係があるのかないかのポイントになってくる。したがって、時間の確保を各校がどのようにするのか、これから子どもたちと向き合っていくうえで大事である。

例えば、4月当初に、家庭訪問はなかなかできにくい状況なので、面談週間を設定するとか、いろいろ工夫は各校されている現状がある。そういったところをより強調していくべきではないのかと思う。

また、スクールカウンセラーの存在が非常に大きい。なかなか教職員には相談できないけど、スクールカウンセラーになら話ができる場合がある。この関係性が、各学校のいろいろな課題を未然に防いでいる。

## 委員

まず、情報モラルに関する面は、ぜひ充実していただきたい。子どもたちは小中高とずっとネットを使ってきており、教職員よりも深い知識を持っている。教科や特別活動で活用できるようになればよい。

2点目は、SOSサインの出し方について、面談相談や、LINE、メール、いろんな相談の対応をいただいているが、どうしても言い出せない子がいる。そういったサインの出し方を少しでも、小学校、中学校の段階から子どもたちに広く知らせることが必要ではないかと思う。

3点目は、高校は、いろいろな中学校から生徒が集まってくるので、入学時から仲間づくり合宿など人間関係づくりをしていく。しかしコロナの影響もあったので実施ができなかったこともあったので、例えば、教室や体育館でできるような新たな仲間づくりの展開を考えていかななくてはいけないと思う。

## 委員

学校の先生方は、普段から子どもたちを見ていると、なかなか変化に気付かないということもあると思うので、保護者や地域の方に学校に入ってもらおうということは大切だと思う。

現在のいじめというものが、保護者自体がよく分かってないところもあると思う。最近言われている性的指向や性的少数者の問題も、保護者にまだ理解が浸透してないので、そういったことを教えていただければと思う。

ネットいじめに関しては、非常に閉ざされた世界で、見えにくい。こういったネットモラルを、保護者が勉強することによって、各地域、県内でネット宣言という形で出しているところがある。

それから、シトラスリボンプロジェクトというのがあり、コロナ禍であっても、「ただいま」、「おかえ

り」と言い合えるような、安心して暮らせる地域とか学校、職場にしていこうという運動である。そういった地域であれば、いじめについても、非常に相談しやすい環境になるのではないかと思う。

## 委員（進行）

小中学校に1人1台タブレットが入ってくるが、新しい事業として、子どもたちの日々の気持をインプットして、それを担任が全部見られる仕組みを導入するので、事務局から紹介をいただきたい。

## 事務局

気持ちメーターといって、子どもがログインした際に、4段階で顔の表情を、今日は元気かどうか押ししてもらおう。それを学級担任、養護教諭、管理職等が見られるようにして、指導に反映してもらおう。そうした日々の状況を把握していくことによって、さまざまな変化に気付いていただくものである。ただ、指導方法についてもしっかりと検討していただく。重要な個人情報であるので、情報の管理をした上で、適切な指導に生かされるよう研究を進めていきたい。そのような機能を実装する予定である。

## 委員

実際、学校現場で、いじめかどうか即座に教員が判断できるわけではないが、いじめでなくても子どもが困っていれば支援をする。

いじめの認知はしっかりしないといけないと思うが、すぐにいじめと断定することにこだわり過ぎると保護者、生徒との信頼関係や、その後の指導に大きな壁が出てきてしまう。法律の定義をあまりに盾に取り過ぎると、対応が難しくなるケースも存在することを感じる。

子ども同士で、ささいなトラブルはよくあることである。生徒たちが自分たちで予防していく力を育むような支援を考えていくことが理想的だろう。

加害者、被害者という構図だけにこだわらずに対応することが大事である。特に初期対応に注意を払わなければいけないと思う。

また、生徒たちは、社会に出ていくので、ストレスマネジメントの視点がいじめ予防等プログラムに入ってくると、大変良いと思う。

## 委員

アンテナを高くすることについて、様々な角度から取り組んでいく必要があるだろう。学校内での日誌や、昼食中、部活動、授業中、そういったことについて注意深く観察している。

自らSOSを出すということも非常に重要なことだと感じる。事柄が起こる前に、SOSと捉えるのかどうか、別に問題ないという範囲なのかの見極めは、1つの方程式で解決する問題ではない。SOSを受けた子が、非常にコミュニケーションを取るのが苦手であったり、対人関係が苦手であった場合に、ちょっとしたことでも本人にとっては重大なことであるだろう。

子どもたちは、ネットからすぐにSOSを発信したりするが、相談先を色々探すのではなくて、サイトに入れば、すぐに何かヒントをもらえるような、できるだけ子どもたちの身近にあるものをどう提供するかが大事であると考えている。どこに相談したら良いか、SNS上でそういったものもあってもよいのではないかと思う。

それからいじめの加害者について、自分が加害側と自覚していない段階が危険な可能性を持っている。頭では分かっているけど、友達と一緒にになると分からなくなることがあるなら、それがいじめにつながってしまう。子どもたちから自発的に理解するような形ができればいい。

## 委員

スクールカウンセラーについて、児童生徒がこの人なら言ってもいいという信頼関係があり、様々なことが見えてくることがある。他の人たちに言わないという守秘があって初めてこの関係が成り立つが、内容によっては、うまく先生方にどうフィードバックしていくかということスクールカウンセラーが担っている。

先ほど、「相談しやすい人間関係づくり」というのが資料にあったが、スクールカウンセラーがそこに役に立っているのではないかと思う。

こういうプログラムができたということは、画期的なことではないかと思う。必ずしも、これそのものをそのまま使うということではなく、このエッセンスが現場でどれだけ使われているかというところがポイントではないかと思う。普通の授業の中で、プログラムの内容に近いことやっている先生はたくさんいるので、わざわざ授業でやらなくてもいいというところもある。これにこだわらずに、エッセンスをいかに活用できているかというところが大事だろう。

また、メディエーションという考え方がある。交渉という意味になるが、子どもたち同士で仲裁をしていくといった、そういう取組も大事だろう。いじめには様々な背景があり、どちらも被害者で加害者という場合もある。その間を取り持つようなプログラムも入れていくことがより実効性が高いものになってくると思う。

## 委員

プログラムがどれだけ活用されているかの観点が全面に出過ぎると、学校が独自に自校に即した形で実施している手づくりのいじめ防止の取組の芽を摘んでしまう気がする。

ただ、本当に優れたプログラムなので、ぜひ活用してほしい。では、どうしたらいいか、幾つか思っているのは、なかなかこの冊子を渡されても、気軽にめくってみようかという気にはなりにくい面もあるだろう。国立教育政策研究所の生徒指導リーフのように必要なときに必要な冊子をダウンロードできて非常に使い勝手がよい。小冊子やリーフレット形式にして、必要なときにさっと出す、というようなものでもよいかと思った。

それから、子どもたちがこのいじめの問題をしっかりと考えてほしい。子どものことは子どもに聞くという観点もあると思う。

東京の小学校で、大人と小学生が意見交換をする機会があって、大人は「いじめをなくしたい」という思いで、一歩間違えたら加害者を厳しく断罪するような論調になっていく中で、ある小学生は「被害者を守ることは加害者の敵になることではない。」と話した。森田洋司先生も同じことを話していたが、監視、禁止、抑圧の話ではなく、いじめを通じて関係性をどう修復するか、それこそが教育の課題であり、そういった観点で研究する必要があるということを示されていた。

それから、早期発見、迅速な対応について、SOSを発信しない子どももいるが、どうして子どもたちがSOSを発信しないのかという問題を、丁寧に考えていかなければいけない。

教師のアンテナを高くするといっても、アンテナというのは電波が出て初めてキャッチできるものであり、そもそも電波が出てない状況もある。むしろ発信しないのであれば、アンテナを高くするというをやめた方がいいかと思う。アンテナではなく、魚群探知機のように、こちらから何か探っていくイメージで考えないといけないだろう。小学校低学年ぐらいまでであれば、いじめを受けたことを先生に言うだろうが、中学生、高校生になると、そういうトラブルを親や教師に言わない。プライドもある。

単なる教師のアンテナということを知られる、受信感度の問題で語ってしまうといったプレッシャーを現場に与えたら、ますます先生方は萎縮するのではないか。子どもが大人になるプロセスでのSOSの出し方の難しさを、みんなで考えていこうという議論になればいい。

## 会長

いじめの最近の重大事態から見える課題として、ストレスマネジメントやSOSのサインの出し方、今日的な問題も踏まえて、さらにこのプログラムを活用しやすいものにしていければと思う。

児童生徒を対象としたプログラムであったり、特に地域、あるいは保護者の方々に活用いただくという点では、まだまだ伸びしろがある。いただいた意見も踏まえ、より活用されやすいプログラムにしていくように努力ができればと思う。

なお、当協議会は、一番中心になるのは、いじめ問題への対策であるが、昨今の色々な教育における状況を考えると、不登校の問題であったり、貧困の連鎖の問題などがあり、学校の教育現場だけでは解決を図ることが難しい。本日集まりいただいている機関が、連携や総合的な取組の中で、課題に立ち向



かっていかなければいけない。広い意味で厳しい環境にある学校の子どもたちをどうサポートしていくかというような課題が多くなってきていると思う。必要に応じ、そのような問題も併せてこの場で意見をいただく対象とし、テーマを選定をして議論をいただくことも思っている。

次回以降の協議会において、そういった機会も含めて、相談できればと思う。

## **事務局**

今回は、来年1月25日（火）を予定している。「『高知家』いじめ予防等プログラム」の改訂案等について協議をいただく予定である。